

平成 30 年 9 月 26 日

関係議員各位

児童福祉行政につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、保育所等における保育の質を確保・向上させるため、本年 5 月以降、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を開催しています。

本検討会においては、これまで計 5 回の検討会を開催し、関係者からのヒアリング等を行い、本日 9 月 26 日に開催する第 6 回検討会において、これまでに得られた主な意見を踏まえ、「中間的な論点の整理」を行うこととしています。

今回の「中間的な論点の整理」は、本検討会において、今後議論を深めるべき、現時点で考えられる具体的な検討事項を整理するものです。(今回の整理は、本検討会としての検討結果を取りまとめるものではありません。)

今後は、今般整理した具体的な検討事項について、適宜、実態調査や調査研究を行いつつ、本検討会の下に作業チームを設置し、実務的な検討や作業を行い、引き続き、本検討会において更に議論を深めていく予定です。

本来ならば直接御説明にお伺いすべきところではありますが、恐縮ながら、取り急ぎ、本検討会に関する概要資料と、本日の第 6 回検討会に配布する「中間的な論点の整理」とその概要資料をお届けいたします。

御不明な点がございましたら、お問い合わせを頂ければ、御説明させていただきますので、宜しくお願ひ申し上げます。

厚生労働省子ども家庭局保育課長

竹林 悟史

【担当者】

厚生労働省子ども家庭局保育課

課長補佐 福田 夏樹

保育指導専門官 高辻 千恵

(直通電話) 03-3595-2542

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会

1. 目的

- **保育所等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもとの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育所等を整備するとともに、保育の質を確保・向上させていくことが重要。**
- 2018（平成30）年4月から改定保育所保育指針が適用されたことなどを踏まえ、**改定後の保育指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上を図るため、学識経験者等に参集を求め、具体的な方策等を検討。**

2. 検討状況

- **保育の質に関しては、主に「内容」「環境」「人材」の3つの観点が考えられるところ、上記目的を踏まえ、保育の質を支える「環境」や「人材」に係る取組などを広く視野に入れつつ、改定指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直しなど、**主として保育の「内容」面から、幅広く多角的に保育の質の確保の確実化を検討する方策等を検討。****
- **2018（平成30）年5月以降、計5回の検討会を開催し、構成員や関係者（事業者、事業者団体、自治体）による意見発表、自由討議を実施。今後、9月26日に開催する第6回検討会において、中間的な論点の整理をした上で、適宜、実態調査や調査研究を行いつつ、実務的な検討や作業を行い、引き続き中期的に検討予定。**

（構成員）

- 大豆生田 啓友 玉川大学教育学部准教授
京都教育大学教育学部准教授
東京大学名誉教授・白梅学園大学前学長
東京大学大学院発達保育実践政策学センター准教授
保育園を考える親の会代表
香川大学教育学部准教授
(オブザーバー)
内閣府 子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省 初等中等教育局幼児教育課
- 座長、○座長代理
(五十音順、敬称略)

内 容

- ・保育所保育指針の告示
- ・教育保育情報の報告・公表
- ・自己評価ガイドライン
- ・第三者評価ガイドライン 等
- ・保育士資格に係る基準の制定
(指定保育士養成施設指定基準、
保育士試験実施要領)
- ・アセスメント研修ガイドライン
- ・キャリアアップ研修ガイドライン
- ・能力経験に応じた処遇改善 等

環 境

- ・設備運営に係る最低基準の制定
(人員配置、面積)
- ・感染症対策ガイドライン
- ・アレルギー対応ガイドライン
- ・事故防止及び事故発生時対応
ガイドライン 等

中間的な論点の整理（案）【概要】

（保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会）

1. 今後の検討に当たつての「基本的な観点」

- 保育の質の検討に当たつては、「子ども」を中心と考えることは最も基本。それを前提として、様々な保育の現場において、職員全員の参画の下、子どもたちの思いや願いを受け止め、子ども一人一人の発達過程に応じて、**保育所保育指針に基づく保育実践**（※）を充実させる取組が**日常的に実施され**ることが重要。（※環境を通した保育、養護と教育の一體性、健康・安全の確保等）
- また、保育の質の確保・向上には、保育をめぐる多様な関係者の参画や連携・協働、保育に関する理解の共有も必要。

2. 現時点で考えられる「検討の方向性」（具体的な検討事項）

（1）総論的・事項

- 様々な主体による取組が運動し、全体として機能するための保育の質に関する基本的な考え方や、その具体的な捉え方・示し方等の明確化

（2）個別的事項

（職員間の対話を通じた理念共有）	（保育の環境や業務運営改善）	（保育実践の内容の「見える化」）	（保育所と自治体等との連携協働）
○ 各保育所等における保育の理念の明確化・園全体での共有	○ 安全快適性と育の充実に資する環境（人・物・空間・時間）工夫	○ 保護者や地域住民等のニーズを踏まえた保育実践の「見える化」	○ 自治体や関係機関との連携方策
○ 子どもや保育に関する職員間の対話が促される環境の構築	○ 質向上や保育士等の業務負担軽減に資する業務運営	・保育の評価や取組の情報公表等	・地域の保育所、幼稚園等との連携（実践事例の共有等）
（保育の振り返りを通じた質の向上）	（保育士等の資質・専門性向上）	（保護者や地域住民等の関与）	・地域のネットワークづくり等
○ 改定指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直し	○ 各種研修の質的充実	○ 常保育に係る交流機会等	（自治体の役割充実や連携促進）
・評価結果の公表や活用等	○ 多様な経歴の初任保育士支援	○ 保育所等における保育実践や質向上への取組への関与促進	○ 保育実践に係る相談・助言
	○ 園長等のマネジメント能力向上	・関係者との交流機会の充実等	○ 指導監査の効果・効率的実施
			○ 自治体間の効果・効率的連携

3. 今後の検討の進め方

- 今般整理した具体的な検討事項について、その内容を踏まえ、適宜、実態調査や調査研究を行いつつ、検討会の下に**作業チームを設置し、実務的な検討や作業を行う**。
- その上で、**本検討会において、作業チームにおける検討状況等を踏まえ、保育の質に関する動向や取組状況等に留意し、引き続き多角的な観点から、更に議論を深める**。